

3月は暖かな日が続き、加えて3月13日からマスク着用を個人の判断にゆだねることになってからノーマスクの方が増えてきたようです。笑顔溢れる表情が見られることはとてもうれしいですね。それでは今月も張り切ってお伝えします。

《外国人労働者の雇用について》

新型コロナウイルス感染症の影響で入国が難しかった外国人労働者ですが、ここに来て雇用する事業所が増えてきたようです。そこで入社にあたって必要なもののご質問を受けますが、外国人労働者で必ず必要なものは在留カードです。そこに記載してある在留資格、滞在期間、在留カード番号は雇用保険に加入する際必要となります。また保険証はアルファベット表記ができないため、カタカナよみとなります。在留カードは在留資格により在留期間がまちまちのため、更新の都度新しい在留カードの写しをとり確認しましょう。保険給付でお問い合わせがあるのが出産育児一時金についてです。出産育児一時金は出産費用の保険給付ですが、産前産後休暇を利用して母国に帰国し現地の病院で出産した場合、保険給付は受けられるかどうかというものです。日本国内で出産する場合、今はほとんどが直接支払制度を利用しているため出産後の手続きはありません。しかし、海外での出産ではそれが使えないため出産後の請求となります。出産日や出産した病院、医師の氏名、出生児数などを証明してもらい、それを日本語に翻訳し翻訳者の氏名を記載したものを添付します。さらに出産した日において海外に渡航していた事実が確認できるもの(パスポート等)も必要です。通常よりも手間はかかりますが保険給付は受けられます。ちなみに4月からは出産育児一時金は42万円から50万円に増額されます。また日本での就労を終え本国に帰国する外国人の方で下の要件全てに該当する場合は脱退一時金が受けられます。1.日本国籍ではないこと 2.被保険者ではないこと 3.年金の加入期間6カ月以上あること 4.老齢年金受給資格期間が10年を満たしていないこと 5.障害年金(障害手当金)を受けられる権利がないこと 6.日本にいないこと(出国していること) *提出期限:日本の住所をなくして出国してから2年以内に請求すること。外国語と日本語が併記された請求書は日本年金機構HPから書類一式ダウンロードできるので対象者には渡してあげるのもいいと思います。人手不足が続いている今、外国人労働者は今後ますます増えていくでしょう。日本人も外国人も関係なく心地よく仕事ができるようにしたいものですね。

《今後の新型コロナウイルス感染症に関するメンタルヘルス》

3年余りに渡ったマスク生活からノーマスク生活になり、マスク着用が負担になっていた方には朗報かもしれませんが感染不安を感じる方は異なった捉え方をすることでしょう。今はまだマズ

